

今年度、福教組がとりくむべき課題は3つあると考えています。

課題の1つめは、「長時間労働の是正を着実に進める」ということです。

25年6月、「改正給特法」が成立し、「29年度までに1月あたりの時間外在校等時間を平均30時間程度まで削減する」ことが法に明記されるとともに、県教委・地教委は、その実現のため、26年3月までに「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」）を策定・公表することが義務付けられました。

「月30時間程度まで時間外在校等時間を削減する」ということですが、これは当然「持ち帰り仕事なし」で達成されなくてはなりません（文科省も県教委も「持ち帰り仕事はあってはならない」と言っています）。また、目標達成に向けた「計画」の実施にあたっては、標準授業時数を超える予備授業時数の確保を中止または最少化する、そして学校教育上、絶対に必要な業務以外は徹底して削減または簡略化することが求められます。そうでなければ、4年後までの目標達成など、とてもできるとは思えません。

「そんなことで月30時間まで時間外を削減できるのか!」を合言葉に、みんなで粘り強く長時間労働の是正を追求していきましょう。

また、とりくみの展開にあたっては、「適正な勤務時間の打刻」にこだわることも重要です。「業務を減らさないまま、ただただ早く帰れと管理職が言って、持ち帰り仕事（隠れ残業）が増加する」、あるいは「休みの日に学校に出てきて仕事しても、管理職が打刻しろと言わないから打刻をしない」。これでは、見た目の時間外在校等時間は減るものの、実態改善が進まないまま、目標達成となってしまう恐れがあります。

「休みの日を含めて、適正な勤務時間の打刻を行う」。その必要性を、未加入を含めて職場全体で確認し、しっかり実行していきましょう。

課題の2つめは、「学習指導要領改訂に現場の声を反映させる」ということです。

現行の学習指導要領の下では、学習内容や授業時数があまりに肥大化し、子どもにとっても、教職員にとっても過度な負担が生じて、不登校の増加や長時間労働の深刻化などを招く事態となっています。

こうした中、30年度からの次期指導要領をどのようなものにしていくか、現在、中教審において議論が進められており、26年8月には「各教科の改訂案」、12月には「最終的な改訂案（答申案）」が示され、それぞれへの意見募集が行われます。

25年9月に、指導要領改訂の方向性を示す「論点整理」が公表されましたが、この「論点整理」では、「学習内容の精選を行うべき」とする一方、「授業時数は現状維持でいくべき」とされました。ただし、授業時数に関しては、「調整授業時数制度」を導入し、各教科の授業時数を削ったり、授業の一単位時間を短くしたりすることで、「裁量的な時間」を生み出し、その一部については「教員の授業研究」にあてることも可能としました。

しかし、「裁量的な時間」の一部しか「授業研究（授業準備）」にまわせないのであれば、子ども・教職員に大きな負担を強いる「カリキュラム・オーバーロード」の状態を解消することは難しいでしょう。

したがって、「学習内容を減らすなら、授業時数も減らせ」ということをあくまで求めていくことが必要です。

まずは、日教組作成のYouTube動画（どうなる?!指導要領改訂）を見て、「論点整理の問題点」や「我々がめざす改訂のあり方」を確認し、その上で、改訂案に対する意見送付にとりくみましょう。また、福教組本部は日教組と連携し、学習内容・授業時数の削減に向けた世論喚起を図っていく所存です。

課題の3つめは、「福教組の組織人員を大きく増加させる」ということです。

近年の福岡県における新規採用者数を見てみると、24年度は808人、25年度は786人、そして26年度は766人となっており、この3年間の総計だけで2,360人に上ります。つまり、それぞれの職場には、たくさん組拡対象者がいるということです。

人間関係をしっかり築きながら、「組合の必要性が実感できる行動を展開する」、あるいは「組合の必要性を丁寧に説明する」ことができれば、必ず組合に加入する仲間は増加します。

組合なくして、働く者の健康や権利、そして民主教育を守ることはできません。それゆえ、ぜひ組織人員の拡大に力を尽くしていきましょう。